

平成18年度の献血の推進に 関する計画（案）

平成 年 年 日
厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
②献血運動推進全国大会の開催等	
③献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④献血推進協議会の活用	
(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項	4
①献血者が安心して献血できる環境の整備	
②血液検査による健康管理サービスの充実	
③献血者の利便性の向上	
④まれな血液型の血液の確保	
⑤採血基準の在り方の検討	
⑥血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討	
(3) その他関係者による取組	5
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	6
(1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	
(3) 災害時等における献血の確保等	

平成18年度の献血の推進に関する計画（案）

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定める平成18年度の献血の推進に関する計画であり、法第9条第1項の規定による血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第207号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成18年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤24万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、49万リットル、16万リットル、25万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成18年度には、全血採血により133万リットル及び成分採血により63万リットル（血小板採血32万リットル及び血漿採血31万リットル）の計196万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給（法第3条第2項に規定する国内自給をいう。以下同じ。）を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継

続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施するとともに、献血者の健康管理に資することを目的とした血液検査結果の通知等の各種サービスや必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施するとともに、少子高齢化の進行や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における問診はもとより平素から広報媒体を用いること等により、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、従来から献血推進活動を行っている献血ボランティア等の協力に加え、若年層を中心としたボランティア組織の協力を得ること等により、若年層の献血への理解の増進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

具体的な取組に当たっては、以下に留意する。

- ・ 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との機能的な連携を確保する。
- ・ 各種広報媒体を通じて、国が作成した献血推進キャラクターを効果的に活用する。
- 国は、高校生を対象として、献血について解説した教材等を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を有効活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。
また、中学生を対象として、血液への理解を促す資材を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの資材を有効活用しながら血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点から踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な

連携を確保することが重要である。

- 採血事業者は、その人材や施設を活用しつつ、若年層の献血者への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図るため、献血に関するセミナーや血液センターの見学会等を推進する。その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県及び市町村の協力を得る。

<企業における献血の推進対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
 - ・ 企業にとっての社会貢献活動の一つとして企業における献血の推進を促すため、献血に協賛する企業を募る。
 - ・ このほか、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業との連携強化を図り、企業における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
 - ・ 血液の在庫が不足した際はもとより、平素からあらかじめ各血液センターに登録された献血者に対し機動的・効率的に呼びかけを行うことができる体制を構築する。
 - ・ 複数回献血者に対し健康管理のための講演会等の付加価値情報の提供を行うなど、複数回献血者に対するサービスの向上を図る。
 - ・ 各血液センターに、複数回献血者を中心的な構成員とする献血者のクラブを組織し、情報誌の発行等各種サービスの提供を行うなど、複数回献血者の組織化のための取組を行う。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- 国は、以下の取組を通じ、自ら効果的な献血推進キャンペーン活動を展開するとともに、献血推進活動を行っている団体、献血に協賛する企業等の同趣旨の取組を実施しようとする関係者に対し、適切な情報を提供する等の必要な支援を行う。
 - ・ 都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までの期間に「はたちの献血」キャンペーンを実施し、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供する。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供する。
 - ・ 様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
 - ・ 都道府県献血推進計画の策定に技術的支援を行うとともに、計画の達成に

向けた進ちょく状況等を把握し必要な助言を行う。

- 都道府県及び市町村は、様々な媒体を活用し、採血事業者の協力を得て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報等を活用した献血場所の周知、献血未経験者が参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催する。
- ・ 国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、血液事業の問題点等を提示するなどして、定期的を開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募る。
- ・ 都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが必要である。

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 平成17年12月に「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書が取りまとめられ、献血者が安心して献血できる環境整備のため、国の適切な関与の下で採血事業者を実施主体とする献血による健康被害に対する救済制度の創設等の提言がなされた。
- ・ 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境を整備する必要があり、この報告書に沿って、平成18年度中の新たな救済制度の創設に向け、採血業務の運用・管理の見直し、体制整備等を図る。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、

これを踏まえて、献血受入体制の改善に努める。

- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援するなどして、安心して献血を行うことができる制度基盤を確立することが重要である。

② 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実、自発的な無償供血に矛盾するものではなく、献血の推進に有効であることから、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

③ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、移動採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。

④ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑤ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑥ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

(3) その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが

望ましい。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進ちよく状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

(3) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。

平成18年1月18日
健疾発第0118001号
薬食血発第0118001号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

H I V検査目的献血の危険性周知に係る
関係機関の相互協力について（依頼）

標記については、一昨年7月に策定された「輸血医療の安全性確保のための総合対策」において、国、地方公共団体、日本赤十字社、財団法人エイズ予防財団等の相互協力により、血液を介した感染症に関する知識の普及を図ることとしているところである。

また、平成16年10月29日健疾発第1029003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「『保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施について』の改廃について（H I V抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）」等によりH I V感染の早期発見による早期治療と感染拡大の抑制に努めることが必要であり、利用者の利便性に配慮した、より適切な検査・相談体制の充実に努めていただいているところである。

H I V検査目的献血の危険性については、貴庁の積極的な協力により、広く周知してきたところであるが、全献血者におけるH I V検査陽性率が年々増加しており、献血者の69%しかウインドウ・ピリオドの存在を知らなかったという報告があること*に鑑みると、未だ国民がこのことを広くかつ十分に認識しているとは言えない状況であると考えられる。

このため、特に下記のような相互協力の取り組みを通じ、国民に対するより一層効果的な知識の普及を図りたい。

記

1 エイズ対策担当部門と献血担当部門等との連携について

貴職が主催する「献血推進協議会」に貴庁エイズ担当者が参加することや、貴職が主催する「エイズ対策推進協議会」等エイズ関係者が集まる場に貴庁の献血担当者及び赤十字血液センター職員が参加するなどして、エイズ対策担当部門及び献血担当部門における情報の共有を図り、H I V検査の広報時にH I V検査目的献血の危険性について広報するなど具体的な連携方策を講じること。

さらに貴職において、貴管下採血所及び保健所や地元医師会との連携が円滑に図られるよう配慮されたい。

2 H I V検査相談マップなどの活用について

貴管下採血所において、検査目的の献血者に対し保健所、医療機関等において検査を受診するよう促す際には、H I V検査相談マップ (<http://www.hivkensa.com/index.html> : 厚生労働科学研究班作成) などを有効に活用されたい。

なお、この件については日本赤十字社と協議済みであることを申し添える。

*井上千加子ら：献血者におけるH I Vについての意識調査, Japanese Journal of Transfusion Medicine, Vol.47.No. 147(1), 22~28, 2001

事 務 連 絡
平成18年1月16日

日本赤十字社血液事業本部 御中

薬事・食品衛生審議会血液事業部会事務局
厚生労働省医薬食品局血液対策課

血液製剤に関する報告事項について

血液事業の推進に御努力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成17年10月17日付け血安第300号にて貴社から報告をいただいたところですが、平成18年1月26日（木）に平成17年度第5回血液事業部会運営委員会が開催されますので、下記の事項について資料を作成いただき、平成18年1月20日（金）までに当事務局あて提出いただきますようお願いいたします。記の8については、平成17年10月20日開催平成17年度第1回血液事業部会安全技術調査会提出資料を更新の上、再度提出ください。

なお、資料の作成に当たっては、供血者、患者及び医療機関の名称並びにこれらの所在地若しくはこれらの事項が特定できる情報を記載しないよう、個人情報及び法人情報の保護に特段の御配慮をお願いします。

記

1. 平成15年9月5日付けで報告された輸血用血液製剤でH I Vの感染が疑われる事例について、残る2人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
2. 平成16年3月22日付けで報告された輸血用血液製剤でH B V（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る6人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
3. 平成16年11月26日付けで報告された輸血用血液製剤でH B V（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る18人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
4. 平成16年12月3日付けで報告された輸血用血液製剤でH E V（E型肝炎ウイルス）感染が疑われた事例について、供血者の喫食歴の調査結果。

5. 平成17年1月12日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。
6. 平成17年2月4日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。
7. 平成17年6月23日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る7人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。
8. 平成17年10月20日開催薬事・食品衛生審議会安全技術調査会提出資料「問診による捕捉調査の実施状況について」について、その後の調査実施状況。

血 安 第 1 4 号
平成18年1月19日

厚生労働省医薬食品局血液対策課長 様

日本赤十字社 血液事業本部長

血液製剤に関する報告事項について（回答）

平成18年1月16日付事務連絡によりご依頼のありました標記の件については、下記により回答いたします。

記

1. 平成15年9月5日付けで報告された輸血用血液製剤でHIVの感染が疑われる事例について、残る2人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
⇒ 残る2人のその後の来訪なし。（8名中6名が来所、検査はすべて陰性）
2. 平成16年3月22日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る6人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
⇒ 残る6人のその後の来訪なし。（37名中31名が来所、検査はすべて陰性）
3. 平成16年11月26日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る18人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければ、その旨。
⇒ 2人の献血者が献血に協力頂き、検査は陰性。
6人の献血者が再採血に協力頂き、HBV-DNAは全て陰性。血清学的検査は、5人陰性、1人はHBc抗体(EIA法)陽性、HBs抗体(EIA法)陽性であった。（献血時の基準で適合）
（48名中38名が来所、検査はすべて陰性）
平成16年3月の輸血時：23名中17名が来所、検査は全て陰性。
平成15年5月の輸血時：25名中21名が来所、検査は全て陰性。
4. 平成16年12月3日付けで報告された輸血用血液製剤でHEV（E型肝炎ウイルス）感染が疑われた事例について、供血者の喫食歴の調査結果。

⇒ 供血者の喫食歴については、継続的に調査を実施しているが、音信不通のため追跡不能。

5. 平成17年1月12日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 残る4人のその後の来訪なし。（16名中12名が来所、検査はすべて陰性）

6. 平成17年2月4日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る4人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 残る4人のその後の来訪なし。（9名中5名が来所、HBV-DNAは全て陰性。1名はHBc抗体がEIA法のみ陽性HI法陰性、その他の者はすべて陰性）

7. 平成17年6月23日付けで報告された輸血用血液製剤でHBV（B型肝炎ウイルス）感染が疑われる事例について、残る7人の供血者のその後の検査結果。来訪がなければその旨。

⇒ 1人の献血者が再献血に協力頂き、検査は陰性。（20名中14名が来所、検査はすべて陰性）

8. 平成17年7月26日開催薬事・食品衛生審議会血液事業部会提出資料「問診による捕捉調査の実施状況について」について、その後の調査実施状況。

⇒ 別紙1のとおり